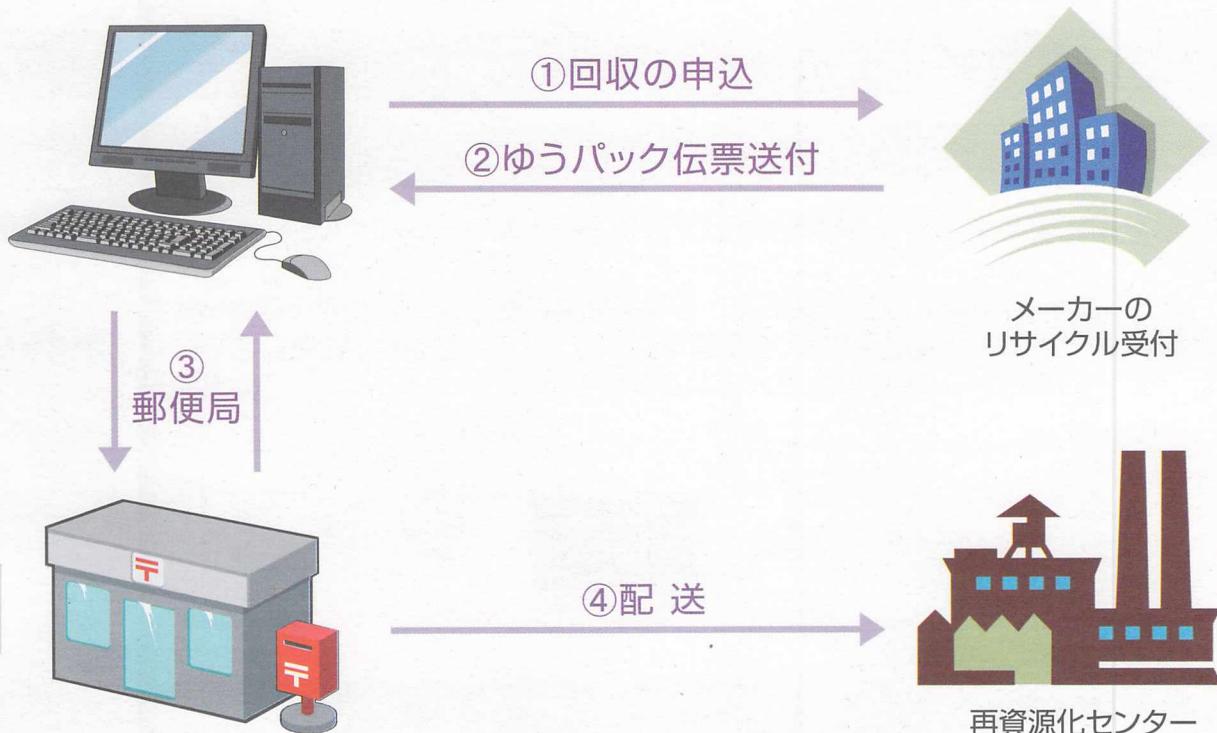


大崎広域で収集しないもの

パソコンの処理

平成15年10月から「資源有効利用促進法」に基づき、家庭から出される使用済みパソコンの回収・リサイクルが実施されています。これは、消費者の皆様とメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを再資源化することにより、廃棄物の削減と資源の有効利用の促進を目指すものです。それが、“PCリサイクル”と言われているものです。パソコンの回収・リサイクルは、以下のとおりです。



注意事項

①パソコンメーカーに直接お申し込みください。

自作パソコン等回収するメーカーがない場合は、「パソコン3R推進センター」へ。
(TEL03-5282-7685)

②ゆうパック伝票が送付されます。

平成15年10月以降に販売されているパソコンで



のついているパソコンは、リサイクル費用・送料はかかりません。

③パソコンを梱包して、ゆうパック伝票を貼り付けます。

郵便局に直接持ち込むか、集荷を依頼します。

④郵便局から再資源化センターに配送されます。

※平成15年9月までに販売されたパソコンについては、購入したメーカー又は大崎広域リサイクルセンターにお問い合わせください。

大崎広域で収集・処理しないもの

家電リサイクル対象品

平成13年4月に施行された家電リサイクル法により、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの家電品目に加え、平成16年4月から冷凍庫が対象になりました。さらに、平成21年4月1日からは、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象になりました。これらは、販売店が引き取り、家電メーカーがリサイクルしています。このため、大崎地域広域行政事務組合では収集・処理はいたしません。次の①、②のいずれかの方法で処理してください。

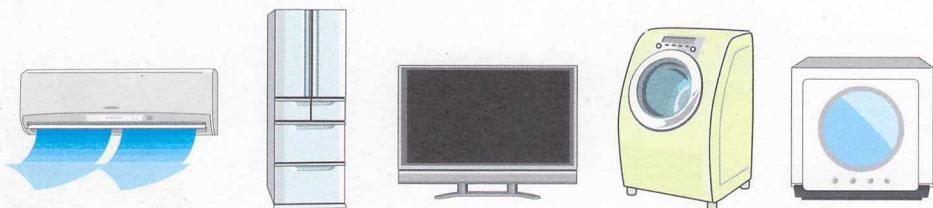
① 購入した販売店、または買い替えをする販売店に依頼する方法。

② 家電メーカーが指定する指定引取業者依頼する方法。

処理したい家電製品メーカーを確認のうえ、郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、家電製品に貼って搬入してください。

なお、持ち込む際は、事前に指定引取業者へ営業時間などをお問い合わせください。

また、家電メーカーにより指定引取業者が異なります。不明な場合は、郵便局窓口または家電リサイクル券センター(0120-319640)でお確かめください。



消費者が負担する料金

①の場合は、

リサイクル料金(下記のとおり) + 収集運搬料金(販売店から処理施設) がかかります。

②の場合は、

リサイクル料金(下記のとおり) + 振込手数料 がかかります。(収集運搬料金はかかりません)

大手メーカー公表のリサイクル料(消費税込み)

テレビ (ブラウン管式) (液晶・プラズマ式)		エアコン	冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
15型以下	16型以上		170㍑以下	171㍑以上	
1,785円	2,835円	2,625円	3,780円	4,830円	2,520円

※上記のリサイクル料金は、あくまでも大手メーカーのリサイクル料金になります。

詳細については、家電リサイクル券センター、もしくはメーカーにお問い合わせください。

※携帯可能な液晶テレビ(車載用を含む)、浴室液晶テレビ等は対象外となります。

※衣類乾燥機能付き布団乾燥機、衣類乾燥機能付きハンガー等は対象外となります。

※対象品目は、今後増えることが予想されます。

大崎広域で収集・処理しないもの

適正処理困難物

区分	具体例	引取先
危険物	塗料、農薬、薬品、油類等	購入した販売店や取扱店
感染症医療廃棄物	注射器、注射針等	医療機関回収 (医師の指示に従う)※注1
フロン類を冷媒としている機械類	除湿機等	県のフロン回収業者に登録している組合協力店へ※注2
処理困難物等	タイヤ、バッテリー等	購入した販売店や取扱店
その他	消火器、瓦、石、コンクリート、れんが、断熱材等	購入した販売店や取扱店に引き取ってもらうか廃棄物処理業者へ依頼

※注1. 感染症廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル平成16年3月16日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル通知による。

なお、在宅医療のインシュリン注射器等で感染症でない場合は、注射針と容器を分別することで、容器(プラスチック)のみを「燃やせるごみ」とすることも可能ですが、あくまでも在宅医療関係器具の廃棄は医師の指示に従ってください。

※注2. フロン回收取扱店

お問い合わせのうえ直接搬入してください。

業者名	住所	電話
(有)菊地リサイクル	大崎市古川休塚字郷土田53番地1	28-3475
(株)古川容器	大崎市古川米袋字明神55番地1	24-8481
(株)国本	美里町南小牛田字坪下85番地	32-2455

引越しごみについて

引越しごみは一時的に大量に発生いたしますので、大量のごみを集積所に出すことができません。各ごみ処理施設へ直接搬入してください。各ごみ処理施設の場所は、37ページを参照してください。

また、直接ごみ処理施設へ搬入ができない方は、許可業者を利用(有料)することもできます。許可業者は当組合ホームページ(<http://www.osakikoiki.jp/>)のトップページからアクセスできます。